多摩地域プロジェクションマッピング実行委員会（第３回）
議　事　次　第

日　時：令和６年１２月１８日（水）
　　１６時３０分～１７時００分
場　所：オンライン

１　開　会

２　議　事

議案１　立川駅北口エリアプロジェクションマッピング実施概要について

議案２　多摩地域プロジェクションマッピングの実施に関する共催協定の締結について

３　その他

【配布資料】

＜議案１＞

・資料１　立川駅北口エリアプロジェクションマッピング実施概要（案）

＜議案２＞

・資料２　多摩地域プロジェクションマッピングの実施に関する共催協定書（案）

立川駅北口エリア プロジェクションマッピング　実施概要

資料１

ポイント

○ **立川駅周辺**において**プロジェクションマッピング**を**メインコンテンツ**とした**イベント**を**実施**

○ **ナイトタイム観光**の**活性化**のため、夜間帯における誘客を**地域一体で促進**することで、**多摩地域**における**新たな観光資源**の**開発**に**繋げる**

○ **アール・ブリュット等**を**活用**した作品を取り入れた映像など、多様性を感じさせる**コンテンツ**を**投影**

イベント概要

日時：**１月３１日 ～２月２日 各日１８時～２１時まで**

場所：立川ステージガーデン（GREEN SPRINGS内）及びサンサンロード

＜主なプログラム＞

○**プロジェクションマッピング**

・**アール・ブリュット等**を**活用**した**作品**を**取り入れた映像**

・**多摩地域**の**自然**や**伝統文化**、**ゆかりのあるコンテンツ等**を**イメージ**した**映像**

・**アーティスト**による**音楽等**を合わせた**ライブパフォーマンス**

○**体験型イベント**

投影面を１つの**大きなキャンパス**に見立て、**来場者**が**タブレット等**で**描いたものを投影**

＜その他＞

○**会場**への**誘客促進**のため、**立川駅北口サンサンロード**に**光のオブジェ（ＬＥＤボール）**を**設置**

○**初日**は**著名人**をゲストに**招き**、**点灯式**を**実施**

【登壇者候補】
浅田真央さん

立川駅北口エリア プロジェクションマッピング　実施概要

イベントタイトル（案）

“Tachikawa Twinkle Garden ”

キラキラと様々なものが輝く場という意味を込めた案。光る演出だけではなく、人の想いも共に輝く場に

キービジュアル（案）

基本コンセプト：魅力にあふれた“多摩地域”への玄関口に入り込むための“キーモチーフ”となるのは“１冊の絵本”
１冊の本を入口に、様々な多摩の魅力に出会えるプロジェクションマッピング作品を展開
絵本から溢れ出る多摩地域の魅力を描いていくというショーの内容を、そのままデザインに落とし込む。

参考資料

○ その他のイベントタイトル（案）

A案

Tachikawa Twinkle Garden

キラキラと様々なものが輝く場という意味を込めた案。光る演出だけではなく、人の想いも共に輝く場に

B案

Tachikawa Night Artpia

“夜のアートイベント”ということを分かりやすくタイトルに込める方向

C案

Tachikawa Twilight Dream

黄昏時にみんなで美しいアートに触れ、心地よいひとときを過ごしてほしいという願いを込めた方向

資料２

多摩地域プロジェクションマッピングの実施に関する共催協定書（案）

東京都を甲とし、多摩地域プロジェクションマッピング実行委員会を乙として、甲乙間において、次の条項により協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第１条　甲及び乙は、別紙「事業計画」により多摩地域プロジェクションマッピング（以下「本事業」という。）を共同で開催する。

第２条　本協定の期間は、協定締結の日から令和７年３月31日までとする。

第３条　本事業における甲及び乙の業務分担及び経費負担は、別途「多摩地域プロジェクションマッピングの実施に関する協定書」において定めるところとする。

第４条　甲及び乙が第１条に定める本事業の内容及び本事業を中止する必要が生じた場合には、甲乙間において協議するものとする。

第５条　次の各号のいずれかに該当する場合は、甲又は乙は本協定を任意に解除することができる。
（１）甲又は乙が本協定の各条項に著しく違反したとき
（２）甲において、公益上の見地から本事業を中止する必要が生じたとき
（３）乙に本事業の執行上、甲の共催者としてふさわしくない行為があったとき
（４）荒天・天変地異その他の予測し得ない事由によりやむを得ず中止する場合

２　甲及び乙は、前項各号の規定に基づき、本協定を解除したため本協定の相手方に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

第６条　乙は、甲の共催名義を入れて印刷物を作成する場合は、事前に原稿を甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

第７条　本協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙はその都度誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

本協定締結の証として甲及び乙は、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

令和６年　　月　　日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都
東京都知事　　小池　百合子

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
乙　多摩地域プロジェクションマッピング実行委員会
委員長　　前田　千歳

別紙

多摩地域プロジェクションマッピング事業計画

1　事業名称

多摩地域プロジェクションマッピング

2　目的

本事業は、多摩地域におけるナイトタイム観光活性化に向けて、民間事業者等と連携してプロジェクションマッピングを活用した賑わい創出につながる取組を実施するものである。これにより、東京への誘客拡大を図るとともに、観光都市としての優位性・競争力を一層高めることを目的とする。

3　主催

多摩地域プロジェクションマッピング実行委員会

4　共催

東京都

5　多摩地域プロジェクションマッピング事業の概要

（1）立川駅北口エリアにおけるプロジェクションマッピングの投影

ア　実施時期

令和7年1月31日から令和7年2月2日まで

イ　実施内容

・点灯式イベントの企画、実施

・アールブリュットや地域特有のコンテンツを盛り込んだプロジェクションマッピング投影

・芸術系アーティストによるライブパフォーマンス

ウ　実施場所

GREEN SPRINGS

（2）立川駅北口エリアにおける誘客促進

ア　実施時期

令和7年1月31日から令和7年2月2日まで

イ　実施内容

ボール型LEDライトによる観客動線の誘導

ウ　実施場所

立川市都市軸（サンサンロード）